

平成28年度福島県農業振興審議会議事録

1 日 時 平成28年11月28日（月）14:00～16:10

2 場 所 杉妻会館4階「牡丹」

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議 事

(1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

(2) その他

[報告事項] 農業・農村の動向等に関する年次報告について

5 審議経過

司 会

それでは、お時間になりましたので始めたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めます企画主幹の角田と申します。本日はよろしく願いいたします。

本審議会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されており、附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設けております。本日、まだ一般傍聴者の方はいらしておりませんが、来られたときには公開することになっておりますのでご了承願います。

それでは初めに、会議に先立ちまして、農業振興審議会委員を皆様をお願いするに当たり、辞令交付を行います。なお、本日は福島県市長会の橋本様、福島県農業協同組合中央会の川上様、畜産振興協会の宗像様、福島県栄養士会の中村様におかれましては、代理出席をいただいておりますので、代理で来ていただいた方につきましては、後日、ご本人様にお届けするようにしたいと思います。ご了承ください。

それでは、辞令を交付いたします。お名前をお呼びしますので、その場でお立ちください。

(辞令交付)

加藤憲郎委員

鈴木理委員

櫻田浩二委員

池田善一委員

伊藤房雄委員

岩崎由美子委員

小森貞治委員

菅野まゆみ委員

関奈央子委員

平久井信子委員

降矢セツ子委員

横田純子委員

(代理出席)

川上雅則委員

宗像実委員

中村啓子委員

ありがとうございました。

なお、高林きくみ様、松本順子様は、本日、所用のため欠席されております。

以上をもちまして、農業振興審議会委員の辞令交付を終了いたします。

——開 会——

司 会

それでは、これより平成 28 年度福島県農業振興審議会を開催いたします。

——部長挨拶——

司 会

初めに、農林水産部長からご挨拶を申し上げます。

農林水産部長

農林水産部長、小野でございます。本日の審議会、どうぞよろしくお願ひいたします。委員の皆様におかれましては、日頃から本県の農業・農村の振興にご理解とご協力を賜っておりまして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。また、このたびは大変お忙しい中であって本審議会にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

皆様もご承知のように、本県の農業につきましては、避難指示の解除が順次進められる中、営農再開に加えまして、依然として県内全般を取り巻く風評という価格差、さらには、全県的にも担い手の減少あるいは高齢化が進んでいるという非常に多くの課題を抱えているところでございます。

県といたしましては、平成 25 年 3 月、福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」を策定いたしまして、9つの重点戦略に取り組んできたところでございます。震災から5年8カ月が経過した中で、避難指示が解除された地域等におきましては、水稲や花き栽培が再開されますとともに、乳用牛や肉用牛の試験飼育も開始されているところでございます。また、野菜や果実など農産物の安全性を確認するモニタリング検査では平成 25 年度以降、米の全量全袋検査では平成 27 年度産米以降、放射性物質の基準値を超えるものは確認されていない状況となっております。

本県農産物の安全性はもとより、復興への歩みが、少しずつではございますが、着実に進んできているものと感じております。加えて、農業に魅力を感じ、本県での就農を志す方が、今年5月までの1年間でこれまでで最多となります238名を記録するとともに、女性農業者も増加し、ネットワーク化が図られており、今後の農業の担い手の確保・育成に向けて明るい話題と捉えているところでございます。

本日は、福島県農林水産業振興計画の進捗状況につきましてご説明申し上げ、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

皆様のますますの御健勝とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会

改めて、委員の皆様を名簿順にご紹介させていただきます。

初めに、第1号委員で須賀川市長の橋本克也委員でございます。本日は、代理で小松信之常務理事兼事務局長に出席いただいております。

同じく新地町長の加藤憲郎委員でございます。

次に、第2号委員で福島県農業会議副会長の鈴木理委員でございます。

同じく、福島県農業協同組合中央会常務理事の川上雅則委員でございます。本日は、代理で橋本正典参事に出席いただいております。

同じく、社団法人福島県畜産振興協会会長の宗像実委員でございます。本日は、代理で鈴木弘専務理事に出席いただいております。

同じく、福島県土地改良事業団体連合会専務理事の櫻田浩二委員でございます。

同じく、福島県食品産業協議会副会長の池田善一委員でございます。

次に、第3号委員で、東北大学大学院農学研究科教授で、農業経済学をご専門とされております伊藤房雄委員でございます。

同じく、福島大学行政政策学類教授で、社会計画論や農村社会学等をご専門とされております岩崎由美子委員でございます。

同じく、認定農業者会会長の小森貞治委員でございます。

同じく、指導農業士会副会長の菅野まゆみ委員でございます。

同じく、公募委員の関奈央子委員でございます。

同じく、社団法人福島県栄養士会会長の中村啓子委員でございます。本日は、代理で三森美智子副会長に出席いただいております。

同じく、福島県消費者団体連絡協議会の平久井信子委員でございます。

同じく、うつくしまふくしま農業法人協会、有限会社ふるや農園代表取締役の降矢セツ子委員でございます。

同じく、NPO法人素材広場理事長の横田純子委員でございます。

なお、先ほどもご紹介いたしました、高林委員と松本委員は、本日所用のため欠席されております。

以上、18名の委員のうち過半数を超える16名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は、有効に成立しております。

——会長・副会長の選任——

司 会

それでは、本日の審議会は、新たな委員の委嘱後、初めての審議会でございますので、会長と副会長の選任をお願いいたします。

福島県農業振興審議会規則第3条の規定によりまして、「当審議会の会長・副

会長は委員の互選によって定める」とされておりませんが、会長・副会長の選任についてご意見がありましたら、お願いしたいと存じます。

櫻田委員、お願いします。

櫻田委員

これまで副会長を務めていただきました伊藤房雄さんに会長をお願いしたいと思います。副会長については、伊藤委員と同じように、食と農業の相互関係に深く見識を持っております岩崎由美子委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

司 会

ありがとうございます。ただ今、櫻田委員より、会長を伊藤房雄委員、副会長を岩崎由美子委員をお願いしてはどうかとの発言がございましたが、ほかにご発言はございますか。

（「異議なし」という声あり）

司 会

異議なしとの言葉をいただきましたので、会長は伊藤房雄委員に、副会長は岩崎由美子委員をお願いいたします。それでは伊藤会長、会長席へお移り願います。

——会長挨拶——

司 会

それでは、早速、伊藤会長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

伊藤会長

皆さん、こんにちは。ただ今、会長を拝命させていただきました伊藤と申します。福島の農業振興審議会ということで、ある意味ではよそ者の私でございますが、福島とのつきあいというか関わりはそうそう短いわけではございませんで、思い出しますと、福島県とある程度時間をとって関わらせていただいたのが 2000 年前後のことだったかと思えます。その後、いろいろ関わりを持たせていただきながら、実は、皆さんのお手元にあるかと思えますが、「ふくしま農林水産業新生プラン」、これの前のバージョンを平成 22 年 3 月に福島県の農林水産業の 10 年の振興計画ということで策定いたしました。その際に関わらせていただきまして、「生産者と消費者との絆」というキーワードを提案させていただきました。それから 1 年後に福島の第一原発事故が起き、新たにつくり直さなければいけないということで、先ほど小野部長の説明にもありましたように、平成 25 年にこのような新たな振興計画ができて、それから 8 年という計画かと思えます。

そのような経過がありまして、私自身、3.11 以降、しばらく福島県の復興のビジョン策定や福島県の復興計画の策定にも関わらせていただきました。そういう関わりもありまして、これから短い時間になるかと思えますが、できるだけ福島県の農林水産業、特に農業の再生・発展といったところに、皆さんのコミュニケートですね、耳を傾けるような、そういった方向で、積極的に福島県に情報発信等々をしていきたいと思っています。微力ではございますが、皆様のお力添えをいただきまして、なんとか任務を務めさせていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ここで、県側の職員を紹介申し上げます。先ほどご挨拶申し上げました小野農林水産部長でございます。

佐藤農林水産部技監でございます。

伊藤農林水産部政策監でございます。

橋本食産業振興監でございます。

佐藤農業支援担当次長でございます。

二瓶生産流通担当次長でございます。

須田農村整備担当次長でございます。

小巻農業総合センター所長でございます。

なお、関係課長及び各農林事務所長も出席しておりますが、出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきたいと思っております。

ここでお手元の資料の確認をいたします。本日の資料につきましては、次第、出席者名簿、席次表、資料が1と2、それから、資料の3につきましては、3-1、3-2、3-3とございます。それから、資料の4につきましては、4-1、4-2とありまして、最後に、参考資料として「復興のあゆみ」をお渡ししてございます。不足等がございましたら事務局をお呼びください。

なお、新生プランの冊子を皆様にお配りいたしております。前回の、委嘱から継続してお願いしている方につきましては既に前回お渡ししております。今回、新任でお願いしておりますのが、橋本克也委員、池田善一委員、岩崎由美子委員、菅野まゆみ委員、関奈央子委員でございますので、5名の方につきましては、そのままプランをお持ち帰りいただいて構いませんので、今後の審議についてよろしくお願いいたします。ほかの方につきましては、申し訳ありません、残部僅少でございますので、残していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、伊藤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

— 議 事 —

(1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

議長（伊藤会長）

それでは、規則に基づきまして、暫時議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っておりますが、まずは、議事録署名人を指名ということになります。私のほうからご指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議長

ありがとうございます。それでは、今回につきましては、鈴木理委員と関奈央子委員に議事録の署名をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思っております。最初に（1）ということで、「福島県農林

水産業振興計画の進行管理について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

農林企画課長

県の農林企画課長の天野と申します。よろしく願いいたします。

資料の3-1をお開きいただきたいと思います。本日は、委員の中で初めての振興審議会に出席される方もいるので、「ふくしま農林水産業新生プラン」について簡単にご説明をさせていただきます。

1ページ、1章の総説のところをご覧いただきたいと思います。福島県総合計画の農林水産分野の計画であり、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画と位置づけられております。また、本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画となっております。計画期間につきましては、平成25年度から32年度までの8カ年の計画となっております。右側に移っていただきまして、第3章「ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿」というところをご覧いただきたいと思います。

基本目標は、「“いのち”を支え 未来につなぐ 新生ふくしまの『食』と『ふるさと』」となっております。その右下を見ていただきまして、めざす姿の実現に向けた施策の基本方向として、ご覧いただいております7つの基本方向を示しております。この中で4つ目の林業と5つ目の水産業の部分につきましては、今日は農業振興審議会でございますので、今回は説明等を割愛させていただきます。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。今ほど申し上げました7つの施策の展開方向にそれぞれ施策がぶら下がっています。この中で、特に計画期間内に重点的・戦略的に取り組む施策を、第5章にありますように9つの重点戦略として位置づけているところがございます。この9つの重点戦略ごとに進捗状況をご説明させていただきます。

その一番下に第7章「計画実現のために」とありまして、二重丸が3つありますが、真ん中のところがございます。消費者、農林漁業者、関係者の相互理解と連携を深める「絆づくり運動（仮）」の展開を進めていくとしております。これにつきましては、「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」という名前で現在運動を展開しているところがございます。これにつきましてはあとで説明をさせていただきますと思います。

それでは、3ページをご覧いただきたいと思います。まず重点戦略の1「避難地域における農林水産業の再生プロジェクト」でございます。目的のところを見ていただきますと、「警戒区域等の見直しに応じて、農林漁業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことにより、農林水産業の再生を図っております。

まず、避難地域における営農再開の状況と特徴的な対策につきまして、資料の3-2をご説明させていただきます。資料の3-2をご覧ください。まず、除染の状況でございます。除染につきましては、帰還困難区域を除いて実施しているわけですが、国直轄除染というところが、避難指示が出ている地域の除染でございます。この進捗状況につきましては67.4%と、一番下に

合計の欄にありますように、約3分の2が終わっているところでございます。それ以外の、避難指示がかかっていないところの除染につきましては市町村が実施しておりますが、この除染については97.5%と、ほぼ終わりに近づいているという状況でございます。

めくっていただきまして、2ページ目をご覧くださいと思います。ちょっと字が小さくて大変恐縮でございます。地図にありますように、避難指示区域につきましては、ご覧のような形になっておりまして、徐々に避難指示の解除が行われているところでございます。

右側の営農再開の状況のところを少し説明させていただきますが、まず、一番上の南相馬市でございます。右側の避難指示区域外の水稻でございますが、作付面積28年度1,781ヘクタールということで、平成22年比、約4割まで回復してきているところでございます。1つ飛ばしていただきまして、広野町でございます。水稻が今年161ヘクタールということで、同じく22年比で8割というところでございます。2つ飛んでいただきまして、川内村の右側、20キロ圏外と書いてあるところでございますが、水稻の28年度の作付が191ヘクタール、7割まで回復しているというところでございます。また、一番下を見ていただきますと、田村市都路地区でございますが、今年316ヘクタールの水稻が作付され、6割まで回復しているというところでございます。

それ以外の地域におきましては、見ていただきますと、実証栽培、また畜産におきましては、飼養実証の形で営農再開に向けた取組が行われているところでございます。また、例えば飯舘村でその他のところを見ていただきますと、15の復興組合を設立して、除染した農地の保全管理等を実施しているところでございます。それ以外の富岡町と川俣町の山木屋まで含めまして、避難指示区域においても営農再開に向けた取組が行われている状況でございます。

3ページをご覧くださいと思います。営農再開に向けた特徴的な対策ということで、まず最初に福島県営農再開支援事業でございます。この事業につきましては、四角の囲みの下のポツを見ていただきたいと思いますが、県に基金を造成いたしまして、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援するというものでございます。取組の内容を簡単に申しますと、第1段階といたしましては、除染後農地等の保全管理、また鳥獣被害防止緊急対策等を実施しているところでございます。第2段階といたしましては、営農再開に向けた作付実証などを支援しているところでございます。第3段階におきましては、新たな農業への転換の支援というようなことを支援しております。

また、右側にありますように、放射性物質の吸収抑制対策といたしまして、カリ肥料の施肥を支援するというような取組をしております。これは県内全域を対象に実施しているものでございます。この営農再開支援事業は、基本的に、避難指示が出た被災12市町村を対象に実施しているものでございます。

1枚めくっていただきまして、裏の4ページ目をご覧くださいと思います。これが事業の全体像でございますが、基本的なメニューが10メニュー、さ

らに一番右側に特認事業というところが 13 メニューほどあります。これについては、新たに生じるさまざまな課題を解決するために必要な対策を特認として、国の了解を得て支援しているものでございます。この福島県営農再開支援事業については、基本的にはソフト面での支援という位置づけでございます。

5 ページを見ていただきたいと思います。被災地域農業復興総合支援事業で、ここからはハード対策という位置づけでございます。表の上の見出しを見ていただきますと、東日本大震災復興交付金、また福島再生加速化交付金の中にこの事業が位置づけられておりまして、事業の概要のところの下段ですが、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援するものでございます。対象地域については、被災 12 市町村、事業実施主体については市町村になっています。国庫補助率等のところを見ていただきますと、国が 4 分の 3、事業実施主体である市町村が 4 分の 1 となっており、隣に米印があって、別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じるとなっております。市町村が負担しました 4 分の 1 についても、後に復興特別交付税で補てんされ、実質的に市町村の負担がない事業でございます。これについては、市町村が事業主体となるので、ある程度公益性がある団体であるとか大きな法人等を対象として事業を実施しているところでございます。

6 ページを見ていただきますと、本年度の国の二次補正予算で新たに措置した事業でございまして、原子力被災 12 市町村農業者支援事業でございます。これも先ほど申し上げました事業と同じように、農業機械または施設等の整備を支援するものでございます。補助率を見ていただきますと、この事業も補助率が 4 分の 3、事業実施期間については 33 年 3 月末、補助対象経費の上限が、原則 1,000 万、ただし市町村が特に認める場合は 3,000 万というような事業でございます。

この事業と先ほどの事業との違いは、あまり大規模ではない個人の農業者も含めて支援対象とするところが大きく異なるところでございます。申請の手続きは、県が農業者に直接補助を行う仕組みとなります。対象経費は、右側にあります 1 から 5 までとなっており、4 番、果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入、また、5 番の家畜の導入も対象としております。

以上が補助事業の関係でございます。

7 ページをご覧いただきたいと思います。12 市町村における認定農業者の訪問活動の結果概要でございます。これは、被災 12 市町村における認定農業者 708 名のうち、受け入れ意向のあった 522 名を対象に今月まで訪問活動を実施したものでございます。

四角の 3 つ目を見ていただきたいと思いますが、営農再開の意向につきましては、既に再開済みの認定農業者が 322 名、再開希望が 122 名で、合計 444 名となっております。全体の 85%が何らかの形で再開したいという要望を持っていらっしゃるということでございます。

ただ、右側の 4、営農再開の意向というところの四角の囲みをちょっと見ていただきたいと思いますが、営農再開済みまたは希望が、避難指示解除区域、既に解除されたところで 95%に上っております。また、避難指示解除準備区域では

94%でございますが、居住制限区域になりますと78%、帰還困難区域では54%ということで、かなり避難指示の状況によって違いがあるというところでございます。

また、左に戻っていただきまして、営農再開に向けた意見・要望について、上から4つ目の四角であります。①個人や小規模でも対象となる補助事業を創設してほしいと、こういう意見から、先ほどの被災12市町村の事業ができたというところでございます。②風評対策や販路の確保、販路が増える支援、③担い手不足や雇用労働力の確保への支援というものが求められているというところでございます。一番下の四角ですが、今後につきましては、こうして訪問した結果、再度訪問が必用となった認定農業者へのフォローアップ等を実施してまいりたいという状況でございます。

資料3-2の説明につきましては以上でございます。

資料3-1の3ページにお戻りいただきたいと思っております。28年度の主なものについて今ほど説明しました内容と重複しない部分を、説明をさせていただきます。

農用地等の除染と生産基盤の復旧というところでは、上から2つ目の丸でございますが、ため池等における放射性物質のモニタリング調査、またモデル事業を実施しているところでございます。その下、1つ丸を飛ばしていただきまして、被災した農地、農業用施設等の復旧を進めているところでございます。次の四角、経営再開への支援というところでは、浜地域農業再生研究センターによる現地実証研究を16カ所で行っているところでございます。一番下の四角、新たな経営・生産方式の導入におきましては、地域の実情に応じた新たな地域営農システムづくり、人・農地プランの作成等の支援を行っているところでございます。また、一番下の丸でございますが、農林水産分野イノベーションプロジェクト推進事業によりまして、ロボットトラクターや除草ロボットの開発・実証などを実施しているところでございます。

4ページをご覧いただきたいと思っております。関連指標の動向ということで、農地の復旧率でございます。27年度までに復旧を見込んでいたわけでございますが、残念ながら復旧が遅れているというところでございまして、27年で37.2%の進捗率でございます。これは、書いてありますように、ほ場整備を伴う工事が、他の事業との調整、また入札不調等によって時間を要しているところで、現在、関係機関との調整を進めております。

真ん中から下、取組の具体例ですが、2番、浜地域農業再生研究センターの技術支援というところでございます。このセンターは、今年の3月に開所いたしました。センターでは、現地での試験研究を行っており、帰還する農業者の意向を踏まえ、花や飼料用作物、地力増進作物などの試験栽培、技術支援等を行っているところでございます。

5ページにいただいていただきまして、今後の取組についてでございます。今後の取組については、これまでの取組を進めるとともに、対策を強化していくということにしております。

まず、農用地の除染と生産基盤の復旧につきましては、丸の3つ目でございます。復興組合の設立や管理耕作など、営農再開の取組を支援していくというふうを考えております。四角の2つ目、経営再開への支援というところにつきましては、丸の3つ目でございますが、市町村や地域ごとに将来に向けた営農ビジョンの作成を支援してまいりたいということでございます。四角の一番下でございますが、新たな経営、生産方式の導入というところでは、人・農地プランの作成を進めていき、雇用を進めるために、担い手の帰還後の経営安定に向けた支援、また集落営農の推進を強化してまいりたいと考えているところでございます。

重点戦略の2、6ページをご覧くださいと思います。「安全・安心な農林水産物供給プロジェクト」でございます。これは、目的のところをかいつまんで申し上げますが、除染や吸収抑制対策を進めると同時に、検査体制を整えた上で正確な情報を発信し、環境と共生する農業などの取組を継続しながら、安全かつ安心な農林水産物を消費者に提供していくというものでございます。

28年度の主な取組でございますが、一番上の四角でございます。農林水産物の緊急時モニタリングの実施と結果の公表ということで、10月末現在の結果でございますが、検査点数1万3,388点、うち、基準値超過が6点ということで、野生の山菜、河川湖沼の魚類で残念ながら、わずかに基準値超が出ているというところでございます。

その次の四角、安全性を高める取組の推進でございますが、GAPのレベルアップに向けた研修会を開催するとともに、その下ですが、GAPの第三者認証取得に取り組む10地区を採択し、支援しているところでございます。次の、環境と共生する農業の推進につきましては、有機農産物の販売促進のための商談会、現地見学会等々を実施しているところでございます。

その下、安全性のPR・消費者からの信頼確保というところでは、番号の2つ目でございますが、ウェブサイト「ふくしま新発売。」等で放射性物質検査の結果等を公開するとともに、メディアセミナーやメディアツアーなどを開催し、マスコミ、マスメディアに対してポジティブかつ正確な情報発信につなげているところでございます。

一番最後の地産地消の推進でございますが、丸の2つ目、学校給食において県産農林水産物の購入費を補助しております。また、給食施設を有する事業者に対し、県産食材の利用を呼び掛ける訪問キャラバンを実施しているところでございます。

関連指標の動向で、最初の緊急時モニタリングにおいて、基準値を超過した農林水産物の品目数というところでございます。これにつきましては、平成23、24あたりをピークに年々減少傾向にあり、27年度は11品目となっております。次の、GAPに取り組む産地数でございますが、平成32年の目標が242産地に対し、平成27年は208産地となっております。取組の具体例については、消費者に対する安全・安心の情報提供というところで、表がございますが、上の米の全量全袋検査の結果でございます。平成27年につきましては、1,048万袋を検査いたしまして、基準値超過はございませんでした。平成28年につきましては、11

月 26 日現在までの数字で 920 万点になっておりますが、基準値超過はございません。

めくっていただきまして 8 ページでございます。今後の取組について、これまでの取組をさらに進めていくということに加えまして、四角の 2 つ目、安全性を高める取組の推進ということで、放射性物質対策を含めた G A P の取組産地及び実施者数の拡大を進めてまいるとともに、第三者認証による G A P の取組を推進していくという考えでございます。環境と共生する農業の推進につきましても、有機栽培、特別栽培、エコファーマーなどの取組の拡大を図ってまいります。

9 ページ、重点戦略の 3 「ふくしま “人・農地” 新生プロジェクト」でございます。3 行目の中段、真ん中ぐらいからですが、地域農業の多様な担い手を育成するとともに、担い手への農地集積を加速化し、力強い農業構造の実現に取り組むというのが目的でございます。

平成 28 年度の主な取組でございますが、まず、地域をリードする経営体の育成ということで、地域農業を牽引するプロフェッショナル経営体の育成として、今年度 13 件の支援をしているところでございます。

丸を 1 つ飛ばしていただきまして、栽培の省力化や安定化を図るため、I C T 等を活用した先端技術の実証を県内各地で実施しているところでございます。

次の、新規就農者の育成・確保でございますが、丸の 2 つ目、青年就農給付金等を有効活用いたしまして、就農前研修または就農等を支援することとし、農業法人への雇用就農または実践研修を支援しているところでございます。先ほども部長の挨拶にもありましたとおり、新規就農者については、今年度 238 人と最も多くなったところでございます。

その次の丸ですが、新規参入の促進と定着を図るために地域での受入体制の整備と実践活動を支援しているところでございます。女性農業経営者の育成につきましては、丸の 2 つ目でございますが、ふくしま農業女子ネットワークの設立、農業女子応援団の設置などで農業女子の資質向上を支援しているところでございます。

最後の、農用地利用集積の促進のところにつきましては、今年度から県内の各普及所に農地中間管理機構の駐在員 13 名を配置して推進体制を強化したところでございます。その次の丸ですが、各市町村ごとに農地中間管理事業の重点地区 169 地区を指定しまして、農地集積の取組を支援しているところでございます。

めくっていただきまして 10 ページをご覧くださいと思います。関連資料ですが、認定農業者につきましては、32 年度目標 8,000 でございますが、27 年度、7,730 経営体まで来ております。新規就農につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

その下、農地利用集積面積でございますが、9 万 6,000 ヘクタールの目標に対しまして、現在 5 万 7,980 ヘクタールということで、まだ目標達成には一層の推進が必要だということでございます。今後、人・農地プランの見直しの支援、また集落営農組織の法人化等の担い手育成と一体的に農地集積を支援してまいりますと考えているところでございます。

取組の具体例を 11 ページの上に新規就農者の育成・確保の中で後段のところをご覧いただきたいと思いますが、就農意欲の醸成を図るために、農業高校生を対象としたインターンシップの実施、また青年クラブの活動支援などを行っているところでございます。

今後の取組につきましては、これまでの取組を進めるほか、四角の 2 番目、新規就農者の育成・確保の中の丸の 3 つ目、農業短期大学校における研修制度をより充実させ、新規参入や青年農業者の安定的な育成・確保を図ってまいりたいと考えております。

また一番下、農用地利用集積の推進につきましては、人・農地プランの作成と見直しを支援するとともに、農地中間管理事業の積極的な活用を進めてまいりたいと思っております。

めくっていただきまして 12 ページでございます。重点戦略の 4 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクトでございます。目的といたしましては、本県の主要農林水産物 11 品目の生産力強化と重点的なプロモーション活動、輸出再開・拡大の取組によりまして、ふくしまブランドの回復・強化を図っていくというものでございます。

本日初めての方もいらっしゃると思いますので、「ふくしまの恵みイレブン」を説明いたしますと、こちらの青いパンフレットをお手元に配らせていただきました。中を開いていただきますと、米であるとか、きゅうり、トマト、もも、日本なしなど、これが「ふくしまの恵みイレブン」というものでございます。

また 12 ページのほうに戻っていただきまして、主な取組でございます。「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大ということで、「天のつぶ」につきましては、主食用として栽培する生産者のリスト化等、食味・品質の向上に向けた栽培管理指導を実施しております。平成 28 年度の作付面積は、5,073 ヘクタールまでできております。野菜につきましては、生産の合理・安定化を図るための施設の導入等を積極的に支援しているところでございます。丸を 2 つほど飛んでいただきまして、福島牛の生産基盤の拡大については、繁殖雌牛 1,000 頭の導入支援、また避難者に対する繁殖雌牛の導入支援などを実施しているところでございます。1 つ飛んでいただきまして、なめこでございますが、安全なキノコ原木等の生産資材を確保する取組を支援しているところでございます。

次の「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開でございますが、「ふくしまプライド。」をキャッチフレーズとしたプロモーションを強化して実施しているところでございます。県内において主要な農産物の出荷時期を捉えて、市場や販売店などの流通場面を中心に、生産者団体等と連携した PR 活動またはトップセールスを実施しているところでございます。

その次の「ふくしまの恵みイレブン」の輸出再開・拡大でございますが、輸入が再開されたタイ、マレーシア、シンガポールなどへの PR、また輸送実験等を実施しているところでございます。

13 ページの関連指標のところでは、今のところ、2 つ目、県産農林水産物の海外輸出量でございますが、平成 32 年に 500 トンを目指しており、27 年度はまだ

38.8 トンということでございます。徐々に増えてはきているということでございます。今後、より一層向上を図ってまいりたいと考えております。

14 ページをご覧くださいと思います。取組の具体例でございますが、輸入に関しまして、詳細な内容になりますが、タイにおいてビジネス交流レセプションを開催し、風評払拭と県産農産物の輸出拡大を目的に、知事による県産品の安全性のアピールを行ったところでございます。また、高級スーパーにおいて県産もものトップセールスを実施したところでございます。主な輸出量については、平成 28 年度 21 トンとなっております。

15 ページ、今後の取組でございますが、これまでの取組を進めるとともに、「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大といたしましては、一番目の丸、「天のつぶ」につきまして、家庭用、業務用としての販路開拓、PR を強化するとともに、品質・食味の向上を図ってまいりたいと考えております。

四角の 2 つ目、「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開につきましては、丸の 3 つ目、市町村や生産者団体の取組による情報発信や販路開拓に向けた活動を支援して、多様な角度から風評払拭に取り組むとともに、「食」「農」「官」一体の「オールふくしま」で魅力を強く発信してまいりたいと考えております。

「ふくしまの恵みイレブン」の輸出再開・拡大につきましては、輸入を規制している諸外国の輸入規制解除に向けて、より積極的に取り組むよう政府に働き掛けるとともに、県としても規制解除に向けた PR を行ってまいりたいと考えております。

16 ページ、重点戦略の 5 「地域産業 6 次化の推進プロジェクト」でございます。農林水産業者と異業種との相互関係を推進するとともに、県産農林水産資源を活用した新商品・新サービスの開発を支援し、所得向上と雇用の確保による地域経済の活性化を図るという目的でございます。

平成 28 年度の主な取組は、上から「しごとづくり」「ひとづくり」「きずなづくり」というような 3 つの観点で進めているところでございます。

まず、「しごとづくり」につきましては、資格の取得、新商品・新サービスの開発、施設整備を支援することによりまして、農林漁業者等による異業種における事業展開を推進しております。1 つ飛ばしていただきまして番号の 3 つ目ですが、6 次化法認定に基づき、施設の整備に取り組む事業者を支援しますとともに、「ふくしま地域産業 6 次化復興ファンド」から新規創業する 6 次化事業体に資本金を出資するなどの支援を行っております。

四角の 2 つ目、「ひとづくり」でございますが、「ふくしま 6 次化創業塾」を開始しているところでございます。

3 つ目の「きずなづくり」でございますが、地方ネットワーク活動における会員間交流、また特産品開発を支援するとともに、会員の持つシーズのマッチングを進めることで 6 次化による地域の活性化を促進しているところでございます。

17 ページの関連指標の動向について、6 次化商品数を見ていただきますと、目標が 470 だったわけでございますが、27 年度 670 ということで目標を上回って、

かなりの6次化商品が開発されているところでございます。取組の具体例といたしまして、一番下にあります2の売れる6次化商品づくり推進事業でございます。東京駅に隣接するKITTEにおいて事業者自らが試食などのテスト販売を行って商品のブラッシュアップ、またはブランディング活動を支援したところでございます。1月にはMIDETTEでも開催する予定でございます。

18ページでございますが、3、全県交流会6次化セミナーの開催というところで、段落の最後のところの2行でございますが、6次化に取り組む事業者と異業種間のシーズ、ニーズをマッチングするための展示交流会、商談会を開催いたしました。期日は10月25日、主催は、県、東邦銀行、全農、農林中金の4者でございます。場所がビッグパレットふくしまで、180の事業者の出展があり、バイヤーの参加が約1,200名となったところでございます。

今後の取組について、これまでの取組を推進するほか、「しごとづくり」といたしましては、食品加工技術の高度化への支援、また、新たな事業展開に必要な支援の強化を通して、特色ある農林水産物を活用した食品加工体制の強化を図ってまいります。「ひとづくり」につきましては、イノベーター等の活用による実践者の取組への支援制度等の充実を図ってまいります。また、「きずなづくり」におきましては、丸の真ん中でございますが、産学官の連携によるネットワークの強化、6次化関連情報の蓄積と発信を行い、地元消費者等との結び付きの強化を図るというものでございます。

19ページをご覧くださいと思います。重点戦略の6「みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト」でございます。目的といたしましては、農業水利施設等の適切な維持管理、計画的な整備を進めるとともに、地域住民の防災・減災体制を強化し、安全・安心な農山漁村づくりを進めていくというものでございます。

28年度の主な取組といたしましては、農業用ダム・ため池の耐震性検証を103カ所で実施したところでございます。次の農業水利施設、農林道におけるストックマネジメントの推進といたしましては、4月を施設管理強化月間として位置づけまして、施設の点検を集中的に行うとともに、全農業水利施設の点検診断を実施しているところでございます。四角の一番下でございますが、防災・減災体制の強化といたしまして、浸水想定区域図の作成を103カ所で実施したところでございます。関連指標でございますが、補修・更新により安定的な用水供給機能が維持されている面積、目標が32年、3万6,960ヘクタールに対し、27年現在で1万4,961ヘクタールということで、まだ推進を図っていく必要があるという状況でございます。

20ページにいただまして、具体的な取組の具体例でございます。1番の農業水利施設等のPRの取組ということで、文章の後段、農業水利施設の維持管理体制を安定的に確保していくために、非農家世帯に対して施設見学会、ウォークラリーのイベントの開催、地域住民参加による環境美化活動、広報紙による周知等の取組を行ったところでございます。

21ページ、今後の取組につきましては、引き続き、農業用ダム・ため池の耐震

性の検証・確保を行うこととし、30年までを集中期として耐震性検証を推進しております。

2つ目の、農業用水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進といたしましては、施設の機能診断調査を進めて、適切な時期に適切な機能保全対策を実施してまいりたいと考えております。

22 ページが、「ふくしまの森林（もり）元気プロジェクト」ということで、ここは森林でございますので、今日の農業振興審議会では説明を割愛させていただきます。25 ページ、「水産業の活性化プロジェクト」でございますので、これについても説明を割愛させていただきます。

28 ページ、重点戦略の9「地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト」でございます。これは、プロジェクトのとおり、再生可能エネルギーの生産を推進していくというものでございまして、28年度の主な取組は、四角の2つ目、園芸施設等における太陽光発電の導入を推進してきたところでございます。

また、29 ページの取組の具体例の3、福島県農業水利施設小水力等発電推進協議会による技術力向上指導研修会の開催でございますが、これはまだ予定ですが、11月30日に研修、市町村土地改良区等を対象とした研修会を開催し、小水力等再生可能エネルギー導入に係る座学研修を行うという予定でございます。今後の取組については、引き続き、再生可能エネルギーの利用・促進を図ってまいりたいと考えております。

最後30ページでございます。先ほど冒頭に説明いたしました、「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」でございます。これは、プロジェクトを横に串刺しするような取組でございますが、目的といたしましては、本県農林水産業・農山漁村の震災からの復興・再生を成し遂げるには、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至るさまざまな立場の人が一体となって取り組む運動を展開しているところでございます。

28年度の主な取組でございますが、1、共通事項の丸の2つ目、「食の祭典『おいしい ふくしま いただきます！』フェスティバル2016」を開催し、来場者が延べ4万8,000人となったところでございます。2の食の安全・安心運動でございますが、県産農林水産物の安全性確保に向けた取組の見学、また、生産者との交流などのツアーを開催いたしました。7回開催いたしまして、172名の参加があったところでございます。3番の生産再生運動につきましては、上の丸でございますが、農林水産業再生セミナーを開催しておりまして、今日現在5回開催しております。合計、年間10回の開催を予定しているところでございます。31ページ、風評払拭・消費拡大運動でございますが、県が行う活動に合わせまして、各団体等においても風評払拭または消費拡大を進める活動を展開していただいているところでございます。5の情報発信活動におきましては、県の農林水産業・農山漁村に対する理解促進等を図るために県のホームページやLINEなどのSNSを活用した情報発信、クックパッド等を通じた情報発信等を行っているところでございます。

今後の取組については、最後の2行をご覧いただきたいと思います。構成団体等との連携を図りながら運動内容をより充実させ、県民理解の拡大を図ってまいります。

また、資料3-3をご覧いただきたいと思います。「ふくしま農林水産業新生プラン」におきましては、進行管理を行うために110の指標を掲げているところでございます。総じて申し上げますと、農業生産は回復傾向にあるものの、32年度の目標に向かって順調な指標ばかりではなく、厳しいものもございます。こうしたところから、取組を一層強化していく必要があると考えております。

一覧の中から順調に目標に向かっていくもの、また停滞しているものについて、これまで説明していないものを中心に引き上げさせていただきたいと思っております。資料の2ページのナンバー15の指標でございますが、学校給食における地場産農産物の活用割合ですが、直近値27年度で27.3%であり、年々上昇しているところでございます。

3ページの28番、家族経営協定の締結数でございまして、これにつきましては1,089戸となっております。目標の1,500戸まではかなり開きがあります。脇に白丸に書いてありますように、仕事と生活の調和を図るための環境整備、女性農業者の経営参画等を支援してまいりたいと考えております。

めくっていただきまして4ページ目でございます。40番、農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積について、直近値で5万7,884ヘクタールとなっております。目標4万5,000ヘクタールを上回っております。一方、41番、中山間地域等における地域維持活動を行う面積につきましては、1万4,649ヘクタールということで、1万7,600ヘクタール以上とした目標までもう少しというところでございます。42番、環境と共生する米づくりの推進につきましては、なかなか震災後戻らないという状況であり、直近値で2万2,460ヘクタールというところでございます。目標は3万3,000ヘクタールということで、一層の推進が必要であると考えております。

めくっていただきまして6ページの67番、大消費地へのふくしまの「顔」となる青果物の供給量でございまして、ふくしまの「顔」となる青果物というのは、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なしという5つを規定しており、直近値で3万6,127トン、目標が4万5,000トン以上ということでございますので、より生産面積の拡大や販路の確保に取り組んでいく必要があると考えております。

9ページをご覧いただきたいと思っております。グリーンツーリズムインストラクターによる受入人数の直近値が24万650人ということで、29万人以上とした目標までまだ一層の推進が必要であるというところでございます。

10ページをご覧いただきたいと思っております。96番、有害鳥獣による農作物被害額でございまして、直近値が1億2,846万円となっております。目標が7,750万円以下でございまして、地域ぐるみでの総合的な対策を一層推進していくという考えでございまして。

12ページ以降につきましては、それぞれ地方ごとに掲げました目標値の進捗状

況でございます。説明については省略をさせていただきたいと思ひます。私からの説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、皆さんからご質問、ご意見がございましたら出していただければと思ひます。ご意見のある方は挙手をお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

櫻田委員

櫻田です。何点かあるのですけれども、まず1つは、「天のつぶ」の栽培面積、これが食料用面積とありますが、今年はずいぶん飼料米が増えているという話があります。実際、あくまでも食品とか食用という考えだと思ひますので、この辺をちょっと確認させていただきたいと。

あと、今、鳥獣害の話がありましたけれども、福島市の西部のほうでクマの被害が増えているという話を聞いています。サルとかイノシシではなくてクマが多いという。というのは、クマというのは個体数を管理しておらず、畑に入ってきたときに猟友会に頼んでも違法捕獲になるということで手を出せないという状況があるという話がありましたので、この辺がなんとかならないか。要するに年間を通して捕獲をできないものかと。

この2つをまずお願いします。

水田畑作課長

水田畑作課の柏倉と申します。まず、「天のつぶ」の面積について、今年の見込みの中には、飼料用米の面積も約半分ほど含まれております。残りの半分ほどが食用で出荷に向けた作付面積になっております。

環境保全農業課

鳥獣関係で、クマの捕獲についてですが、現在、クマの捕獲というのは、緊急時に限って希望する市町村に43日間の銃器による捕獲を認めているところで、現在37の市町村が委譲されているわけなのですが、今そういうルールの中でやっているものですから、年間を通じてということになりますと、クマの管理計画等の関係等もあるので、生活環境部にこういった要望があるということをお伝えして、今後には生かしていきたいと思ひます。

議長

よろしいですか。いかがでしょうか。

櫻田委員

すみません。先ほどの「天のつぶ」が半分という話だったのですけれども、あくまでもイレブンでやるには食用米の面積としてカウントしたほうがいいのではないかと思ひます。それが要するにイレブンの目的であるし、その辺の管理の仕方を変えていただいて、あくまでも食用米は食用米としてつくる面積から出していくというスタンスで出されていったほうがいいのではないかと思ひます。

議長

いかがでしょうか。

生産流通担当次長

おっしゃるとおりかと思います。現状 5,000 ヘクタールぐらいで、半分の 2,500 ヘクタールが飼料米にいつてしまうということで、これについては、飼料米については専用品種に切り替えるべきだということで、来年に向けても強く推進してまいります。ここに統計上の数字で入ってしまいましたが、その中から食用米という形で数値化をしていきたいと思います。「天のつぶ」はかなり評判が上がってきておまして、大量の業務用米では扱えないというような話もございますので、需要に応じた生産をしていくような形で進めたいと思います。

議長

よろしいですか、櫻田さん。今のご質問がありましたように、「天のつぶ」、表記の仕方としては、括弧書きか何か、飼料米のほうを括弧書きにするとかという形で、どちらでもいいと思うのですけれども、それをやっていただきたいと。やはり、「恵み」のイレブンということで「天のつぶ」、せっかくこのようにブランド米という形にして育てて、また、今後それを推進していくということですので、ぜひ、飼料用米、やむを得ずそうせざるを得ないようなこともあると思いますけれども、その扱いについては、今後ともブランド力低下させないような、そういう取組というか措置も必要かと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、小森委員。

小森委員

認定農業者会の小森でございます。まず、7 ページ、緊急時モニタリングによって放射性物質の基準値を超過した農林水産物の品目数が 11 品目あるとあります。私もここへ来る途中、高速道路、除染物質を積んだトラックがどんどん走っているという中において、会津もまだまだ汚れた部分があるのかなと思ながらも走ってきたのですが、この 11 品目が何と何があるのか、また、基準超過、その左側ですが、野生山菜がまだ基準を超過しているという部分で、6 点ということがありますが、これはどの地域がどのくらい汚れているのかという部分をまずお聞きしたいと思います。

それと、新規就農者の育成・確保についてということで、9 ページにございます。これは新規参入の促進と定着を図るため、地域での受け入れ体制整備と実践活動支援ということでありますが、私も新規就農者支援について地元でもいろいろやっているのですが、どうしても新規就農者受け入れ、ただ土地をあっせんすればいいのではないかという部分で進んでいる部分があります。実際、農業をやる立場からすれば、その耕作地の近くに住まいがあれば一番いいわけなのです。空き家バンクを通していろいろ新規の人間を入れているというような新聞報道もありましたが、農家ほど空き家があるところはないものです。やはりそういう部分を生かしながら新規就農を支援する、まさにそういう体制こそがふるさと創生につながるのではないかと思います。その辺の考え方をお聞きしたいと思ます。

環境保全農業課長

それでは、モニタリングの結果からですが、27 年度の 11 品目というのは、まず水産関係で、イワナ、ヤマメ、アユ、この 3 品目、それから野生の山菜で、コ

ゴミ、ウルイ、ゼンマイ、ウド、フキ、フキノトウ、以上6品目、いずれも栽培ではなくて野生のものということでございます。玄米と大豆もあるのですが、これは26年産ということで、27年産については水産物と山菜のみです。それから、今年の状況ですが、山菜のコシアブラが2点、只見町と西会津町で基準を超えたのですが、これが、いずれも109ベクレルということで、基準を若干超えたぐらいでありました。水産についてはすべてヤマメで、桑折町、田村市、伊達市の水系にあるものが検出されております。以上です。

議長

引き続き、新規就農の政策もいかがでしょうか。

農業担い手課長

農業担い手課、武田でございます。新規就農者、新規参入される方が参入された場合に、住まいと農地、これが近くにあったほうがもちろんいいわけございまして、我々といたしましては、基本的に空き家バンクがある市町村とない市町村がございますので、この辺との連携は今後とも十分にやっていきたいと思っております。

その中で、現在、来たれ！ふくしま新・サポート支援事業というものを実施してございます。これらは外から新規就農者を呼び込んでといいますか、誘導する中で、各産地や各地域に入っていて、その中で住まいの改修とか、それから技術指導していただける受け入れ農家の方に対する支援であるとか、そういったことまでトータルで地域でできるような仕組みを実施しておるところでございます。おっしゃるとおりのことだと思いますので、できるだけ住まいと農地が近いところで新たに來られた方が営農できるような体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

議長

小森さん、どうぞ。

小森委員

都会から來る人間に対しては、やはり農家というのは癒やしの空間なんですよ。よく人によっては、私たちは食い物をつくっているのだと言う人もいますが、私たちは命のもとである食べ物をつくっているのですよね。そういうことで、私もリタイアした人間を受け入れる場合もあるのですが、やはり癒やしの空間として、地域再生の一番いい環境は農村環境ではないかと思えます。できるだけ空き家バンクと連携した中において、新規就農者、都会からどんどん若い者を受け入れるような、そんなシステムをつくっていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

議長

基準値超えのほうはよろしいですか。

ほかにかがでしょうか。では、隣の鈴木さん、どうですか。

鈴木委員

農業会議の鈴木と申します。まず、この資料3-1の3ページは、ため池のモニタリング、いわゆる除染について出ておりました。私も、これは震災直後から

福島に來られた復興局も含めて、国家議員の先生方にも何度も何度も数多くの方々にお願いをしながら、まずはそのための調査ということをお願いして調査はしたというふうに、私の手元にもその資料がございます。また、そのときに相当な数字が出たため池もでございます。しかし、現実には今、除染は手を着けていないというのが私の認識でございます。幸いにしてと申しますか、米の全量全袋検査で基準値を超える袋がなかったと、非常に幸いではありますけれども、ただ、あのため池は今どうしているのかなと、私は率直にそう思います。使っているのか使っていないのか、使っているとすれば、その水田はいったいどのような形になっているのか、非常に私は心配する一人です。ぜひ、これについても真剣に取り組んでいただきたい。置く場所がないとよく言われますけれども、もちろんそれは分かります。いずれにしましてもこれは大きなことだろうと、そう思っております。

それから、同じくこの3-1の9ページ、10ページにもございました、農地中間管理機構、いわゆる農地集積でございます。これは我々も真剣に考えていかなければならない、そう思っております。今年の4月から国は農業委員会の法律を変えまして、農業委員は約半分。例えばいわきに絞るとすれば、いわきは30年から移行するわけでありますが、40名の農業委員が24名になります。そして新たに農地利用最適化推進委員というのを最大で54名誕生させるということになります。農地集積を、その方々が総勢合わせますと、いわきは今まで40名だったところを70名を超す人がこれらについて業務に当たる。そして、進めば進むほど、未登記という農地の問題がございます。大きな障害になってくる、私はそう思っております。

せっかく国がこれだけ大きな労力をかけてつくって、人も費やしながら推進委員をつくるわけでありますから、これらを活用するために私は、この相続も含めたこの制度を抜本的に変えていかないと、考えていかないと、いくら人は増やしても、いずれどこかでこれが障害に当たる。そうすると、大きな田んぼにぼつんぼつんとまた耕作放棄地が非常に目立つ状況になる。

それから、私の近くにもございますが、生活道路が、未登記のために途中から道路が半分になっている。そして、3~4メートル行くとまた道路が広がっている。これは未登記の土地の相続の問題で手を着けることができない。現実これらについても、これはやはり抜本的に変えていく、そういう努力もしていかなないと、せっかく推進委員制度をつくる意味がなくなってしまう恐れもある。そんなことも含めて、どうかひとつ、これらについても真剣にお取り組みをいただきたいものだと、そう思っております。以上です。

議 長

ありがとうございます。最初、ため池の管理について、どなたか回答していただけますか。

農地管理課長

農地管理課の佐川でございます。県内にため池が約3,500程度ございます。我々、ほとんどのため池に対してモニタリングを行いまして、ため池の放射線の

状況を現在確認しているところでございます。ため池の対策といたしましては、やはり下流に放射性物質が流れ出て、農作物に被害を及ぼすというため池に対して対策を行っています。簡単に言いますと、8,000 ベクレル超の泥がたまっているため池に対しては放射性物質対策を行い、すべて撤去するというような形の事業を行っているところでございます。現在も各市町村において順次ため池の放射性物質の対策工事を行っているところで、今後ともしっかりと進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長

ため池に関してよろしいですか。続いて農地の管理というか、登記とか所有者名義の問題ですが、これはどなたが。

農業担い手課長

農業担い手課でございます。まず中間管理事業を進める中で、今年、先ほど説明いたしましたように、各普及所では駐在員を配置しまして、きめ細かに地域の方と連携して、さらには農業委員会さんでは、今お話がありましたように、最適化推進委員の方がこれから任命されてきて、その方々と連携を図った中でどんどん集積を図っていくような取組が進んでいくものと考えているところでございます。

そういうような中で、今お話がありましたように、地元にもう住んでいなくて、未登記のまま相続されないというような問題があるということは事実聞いておるところでございます。ここは、大きな制度の問題であると理解しておりますので、ここについては根気強く国等と相談しながら、今の段階ですぐ根本的な解決策というのはなかなかないとは思いますが、根気強く何らかの方策等を要望してまいりたいと思っております。

議長

よろしいですか。今の中間管理事業の話ですけれども、国のほうはずいぶんと数値目標を設定して、そこに達成する、しないの各県の通信簿もつけて、福島県の公社の理事長が、皆さんずいぶんといろいろ評価されていると思います。ただ、実際に中間管理事業に携わっていると、思うように決して関わりの部分に数字が集まっていけないです。それは、現行の生産体系を地域ごとでかなり崩さなければいけなかったり、離農すると同時に担い手にうまく集積するようなどころはいいのですけれども、しっかり転作のブロックローテーションとか、がっちり出来上がっているところを、そんなに簡単にそこを崩せられるかとか、やはり時間がかかる面もあると思います。

ただ、その辺のことで、先ほど鈴木委員のおっしゃっていたような農地の所有者の名義であるとか地目は、実はかなりきっちり管理されていると。私の教え子も来年、新規就農、認定就農者を目指して計画書をつくっていたら、果樹園地だと思っていたら原野だったとか、それで今あたふたしたりするのですけれども、やはり、そういう今後の農地の移動とか、それを考えていく上でも、きっちり所有とか地目とか、それらを今のうち整備しないと、本当に10~20年後、難しくなるだろうと、そういう危機感がたぶん鈴木委員にあるのだろうと思います。あ

まり国に頼らずに、そこはむしろ農業委員とか地元の方々をよくわかっているので、むしろそこを積極的に動いてもらってデータをきっちり整理するような、そういう仕掛けを考えたほうがいいかとは思っています。少し検討していただければと思います。

議長

続いて、農協中央会の橋本参事さん。

J A中央会
橋本参事

本日、委員の川上が出席できないので私のほうから。

まず最初、米に対して要望ということで申し上げたいと思います。米については、新生プラン策定後だったかと思うのですが、30年産以降、いわゆる生産目標にするような配分をすることになっておらんということで、これは我々も入って産地づくり推進会等の中で30年産以降の対応ということで今検討させていただいていますので、基本は、需給に応じた主食米の作付を維持していくということで、そのことによって主食の米価をきちんと安定させるというのが1つと、先ほどちょっとありましたように、飼料用米については、専用品種の作付拡大というのは対応せざるを得ないのですが、それにおける課題もいろいろ出ておりますので、それも一つ一つ解決していく必要がある。

さらに、今回、財政制度審議会で飼料米の特別交付金の見直しという話が出ていたので、それは本来的には農業政策として対応しなければならないのですが、一方では、高収益作物の転換というのも計画的にやっていく必要があると認識しておりますので、その点は改めてお願いしたいなと思っております。

それから、若干、質問も含めて1点ということで、浜通りの営農再開支援の部分について、資料3-1の3ページに「平成28年度の主な取組」の一番上の四角の丸の5つ目、基盤整備地区等における人・農地プランの作成等と農地集積の取組支援ということでありますが、28年度の実績自体としてどうであったかというのがわかればお教えいただきたいなと。

それから、資料3-2の7ページですが、これは12市町村における認定農業者訪問活動を行っていただいて、今まで漠然としてきた営農再開に関して、実際に農業者がこういうふうな意見を持っているということが結構明確になってきたので、この部分は、これを踏まえて営農再開に向けたバックアップをしていく大きな前進かなと思っております。項目の7番にある、例えば風評対策や販路の確保、それから担い手不足雇用確保とか集落営農への支援等々については、いわゆる営農再開に対する支援事業を含めて、何らかの支援措置が県にあるのかどうかというのを教えていただければと思っています。

あと、こうした話し合いを含めて進めると同時に、やはり現場に行きますと、避難指示が解除になったから即営農再開というふうにはいかないというのが現場の声でありまして、例えば特認事業のところでもありましたように、地力の増進対策とか、水路の整備とか、景観の整備とかというのを併せてやっけていかないと、営農再開の支援をやりますよといっても、環境整備ができていないのでは地元としてはできないということで、その辺の対策もお願いしたいなと。

それから、地産地消の絡みで若干申し上げますと、学校給食はたぶん、おかげさまをもちまして震災前の水準を取り戻しているかというふうに思っております。学校給食に限らず、県内の学校給食なり事業者ですね、旅館とか飲食業等々で県産食材、県産の農産物を扱う業者に対する何らかのインセンティブ措置があるのであれば伺いたいというふうに思っております。

それから、学校給食の部分では、食農教育というか、その重要性というのが必要なのだろうと。例えば小学校あたりで総合授業を活用して農業なり食の安全・安心とかの大切さを訴えるような施策も必要かなと思っておりますが、そういった部分も取り入れていただければと。

あと、これは聞いた話だけなので事実確認は行っていませんが、学校給食を敬遠しているのは、1つは親御さんなので、その親御さんの教育も必要だろうと思っておりますが、あともう1点は、どうも納入業者が敬遠しているのではないかというふうな話も聞いております。説明責任の部分もあるのですが、地区によっては、万一、基準値超えた場合は、農業者が返品リスクを負ったり交換リスクを負っているというふうな話も聞いておりますので、そういう事実があるのであれば、もうほとんどそういうリスクがないので、行政がその分は責任を持って買い取るからというふうな方針でもってやれば、納入業者のほうももうちょっと安心して取り扱えるのではないかというふうに思っております。

以上、雑駁にいろいろ申し上げましたが、その辺のところをお願いしたいと思います。

議 長

たくさんの意見もありましたけれども、質問もありました。浜通りのほうでは、まず最初、資料3-1の3ページについて、こちらはどなたが対応しますか。

農村基盤整備課長

農村基盤整備課の野内と申します。基盤整備等を行っている課なのですけれども、基盤整備、県内全域としては33カ所行っているのですが、そのうち浜通りについては、津波被災地の復旧と併せて10地区で農地集積を目指してほ場整備等に取り組んでいるというところで、農地集積の取組についてはその10地区において今進めているというところでございます。

農業担い手課長

農業担い手課でございます。「人・農地プラン」につきましては、浜通りの被災地区ということで申し上げますと、南相馬市においては14のプランを作成してございます。それから、川内で7つ、広野で4つということで、いわゆる12市町村の中では現在25のプランを作成している状況にございます。基盤整備地区との連携につきましては、当然、基盤整備地区を進める中で集積等を必ず進めていくというような思いで、今後進行に合わせて集積、それから人・農地プランの作成、そして集積というふうに進めてまいりたいと考えております。

農業振興課長

農業振興課の芳見と申します。私からは資料3-2の7ページに関連するところについて全体的なお話をさせていただければと思います。この認定農業者訪問

活動でございますが、避難指示の解除が相当進んでまいったということで、今後、地域農業の核となる方々の意向をまず確認しようということで始めたものでございます。その結果、説明があったと思いますが、原子力被災 12 市町村農業者支援事業ということで、個人が使えるような補助事業もできたところでございます。

その中で、7 番目に意見・要望を集約させていただきました。やはり、一番多かったのは個人でも使える補助事業ということで、それは措置をされました。風評対策につきましては、これも来年度に向けて国で事項要求をしていただきました。それを今、国と県で総合的な風評対策の検討を進めているところでございます。

次の課題としては、担い手の不足、さらに大きく雇用していた方は人が戻ってこないのでは雇用できないということでございます。この担い手不足については、もしある程度人が戻ってきているのであれば集落営農ということで進めたいと思いますが、あとは農業担い手課のほうで、現在、派遣会社と連携をして農業法人に受け入れをして、新たな就農者として育てようと、そういうような事業をやってございますので、そういうものも活用していきたいということでございます。

集落営農の実現というのは、まさに私どもの出先の農林事務所の本業でございますので、これはしっかりとやっていきたいと考えてございます。

あと、この一番最後にあるパイプラインなどの整備は、我々は必要だと考えてございますが、やはり草刈りだったり水管理が今後非常に大きな課題になってまいります。ただ、なかなか、今事業はあるものの、容易ではない部分がございます。合意もとらなければいけない。したがって、私どもとしましては、この4分の3事業といいますか、個人補助事業をうまく使いながら、少しでも地元に戻ってやっていこうという方を増やしながらか地域農業に戻していきたい、そのような形でいろいろな対策を講じながら進めたいと考えてございます。

農産物流通課長

農産物流通課の石本と申します。私のほうから風評対策や販路確保の対策、地産地消についてご回答させていただきたいと思っております。

まず、風評対策や販路確保の対策ですけれども、避難地域の営農再開の農産物に特化した事業というのはまだやってはございませんけれども、県全体として今取り組んでいる風評対策と販路確保対策についてご説明させていただきたいと思っております。震災後、平成 26 年度までは、情報発信を中心に風評対策を推進してまいりました。福島県として全量全袋検査をやっていますよ、こういうモニタリング検査をやっていますよ、といったところをお知らせしたりとか、そういった結果をホームページで公表していく。あとはトップセールスをやったり、そういう対策をやってきました。

それと、昨年度からそういった安全・安心の取組のほかに、人に焦点を当てて、安全・安心の取組はもとより、生産者が真心を込めて取り組んでいる姿を「ふくしまプライド。」という言葉に表して、販路開拓をしてございまして、それで、

今年度から新たにそういった情報発信に加えまして、やはり失った量販店や百貨店の棚を戻していこうということで、販路確保対策に重点的に取り組むことにしました。例えば、今年度取組を始めたものとしましては、量販店における福島県フェアということで、ももの時期、あるいは秋の時期は米ですけれども、まずはテレビコマーシャルを流します。平成 24 年から TOKIO の皆さんに福島県の農産物の PR を担っていただいてコマーシャルをつくっていますけれども、今年についても 3 本つくりました。きゅうり、もも、米ということで、そういったコマーシャルをつくって、その旬の時期にコマーシャルを流して、それに合わせて量販店、百貨店でフェアを行って、ここにトップセールスを絡めながら販路確保対策をやってございます。

来年度につきましても、これをより強化して行って、情報発信と販路、こういった量販店・百貨店の販路を拡大するような対策との両輪で、来年度以降も実施してまいりたいと考えております。

続きまして、地産地消の取組について、県産のそういった農産物を扱う業者に対してインセンティブのような事業はあるかというふうなご質問がありました。現在、例えば福島県内のホテル・旅館に宿泊していただいた方に対して、そこで県産米を出していただいている旅館・ホテルについては、そこに泊まった方が応募して、県産品が当たるというようなキャンペーンをやってございます。

あともう一つは、「がんばろう ふくしま！」応援店ということで、これは福島県内だけではないですけれども、全国的に福島県の物を取り扱ったり応援するような企業さん、あと小売店さんを、「がんばろう ふくしま！」応援店というふうに指定をしまして、そこで買い物をしていただいた方、具体的には 200 円以上一口で応募していただいて、それで毎月 15 本程度県産品が当たるようなキャンペーンというものに取り組んでございます。

続きまして、食育の教育が重要だということで、そういった対策について、現在、食育サポーターというものを 160 名の方と団体に担っていただきまして、いろいろな学校教育現場、あとは地域の方が、例えばいろいろな食に関しての話をしていただきたいというところがあれば、そういった食育サポーターを紹介して、そういった地域に入っているいろいろな話をしていただくというような制度を設けてございます。

あとは、納入業者とか何かそういう返品する場合のリスクうんぬんというような、そういった実態を把握しているかというふうなことでありましたけれども、そういったものについては、私どもでは把握はしてございません。以上です。

議長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。横田委員。

横田委員

すごく基本的なことで質問させていただいていいですか。資料の 3-3 なのですが、この第 4 章の指標がありますよね。110 あるんですけども、この 110 と、そこから後ろにいく地方の目標になってくると、番号がずれるんですね。それで、

すごく基本的なところで、この番号がまず合っていないのはだめではないかというところと、例えば、最初の3-3の2ページにGAPに取り込む、例えば産地数というところがあって、目標がこのくらいになりますよといっているのに、地方にいくと、GAPの「ギャ」の字も出ない。どこの地域が何個の目標を持っていて、どのくらいやっているのかわからなければ何の数字も読めないなど私は思っています、根本的に、資料のつくり方として、できれば、最初の110に合わせたナンバリングをしていただきたいというのが1つ。

で、各地区で目標を持っている・持っていないとか、県だけが持っているとかあると思うのですが、やはり地方で見たときにちゃんと数字が、一番上にエコファーマーがあったり、次になったりとかしたときに、たぶんこれを初めて見た方は見られないと思います。こっちとすりあわせをして、ああ、そういうことか、ということにもなると思うので、その数字のちょっとナンバリングの統一、でないと、ちょっと目標達成だって、いつまでたってもこれ、できないのではないかなと思っていますので、次にはちょっとお願いしたいなと思います。

議長

ありがとうございます。今、横田委員から言われたのは、ナンバリングが整合性を持つような、誰が読んでもわかるようにしてほしいというだけではなくて、それぞれの地域に数値評価を分けて出しているということは、これも同じ項目で、地方間で比較してあって、うまくいっているものと、まだまだうまく進んでいないところがあれば、地方間で、それはなんでそういうふうによくいっているの、とかいうふうな情報交換することで目標達成に少しは近づけるだろうと、そういう資料のつくり方にしたらどうですかという、そういう提案だと思いますので、ぜひ貴重な意見として、次回の資料の作成をお願いいたします。

ほかにいかがですか。いいですか。降矢さんから。

降矢委員

重箱の隅をつつくような質問でございます。資料の3-1のページの一番下、「新たな経営・生産方式の導入」というところの2番目の「植物工場など大規模園芸施設などの導入検討・支援」と書いてあるのですが、「植物工場など」という言葉を使ってあることをすごく、どう読んだらいいのかなというのが一つありますね。今、植物工場を始めて利益の出ている方がいらっしやらないという現状のある中でこれを取り上げるというのはいかがなものかというのを思っております。その注に書いてある「大規模園芸施設などの」というところはいいと思います。植物工場のところはやめたほうがいいのかと、農家の立場としては考えておりますが、いかがでございましょう。

園芸課長

園芸課です。今おっしゃられるとおり、植物工場を閉鎖型で人工光だけを使ってやることになると、黒字になるまではかなりの努力が必要ということがあります。ここでの表現で「など」とありますが、植物工場の言い方によっては普通にガラス温室といいますか、太陽光を使った大規模なトマトの施設がございます。震災直後には、閉鎖型で人工光でやるというものもありましたが、今現在は、

やはり収益性を、よく検討して、太陽光型の大規模施設園芸施設の方向で、地元でも、それから県でも一緒になって検討しているという状況でございます。表現がよろしくないとすれば修正が必要かと思えます。

以上です。

降矢委員

よくわかりました。

議長

関連してありますか。

平久井委員

消費者のほうから、平久井でございます。3-1の8ページ、長く下へ続いているのですけれども、米の全量全袋検査があって、27年度から28年度の10月現在までで「基準値超過はありません」という一言で終わっていますけれども、消費者としては、29年度は、県のほうでは全袋検査を終わりにするのかどうかというところをお聞きしたいなと思えます。

生産流通担当次長

だいぶ微妙で難しい問題なのですが、29年度については現体制のままでいかせていただきます。ただ、未来永劫続けるかということ、そういうわけにはまいらないというふうに思っております。やめていくに当たっては、これに代わるきちっとした安全を担保するようなシステム、先ほどから出ていますGAPのようなものがきちっと農家さんに浸透するような形をまずつくって、それがきちっとできた段階で徐々に引いていくというようなことで今検討しているということで、来年まではやりますが、その先をどういうふうにしていくかは検討段階です。

平久井委員

昨年度の皆さん、委員の方が替わられたのですけれども、27年度の集計、私たちがやったものの中で、1,200人を超した調査の結果、全袋でシールが貼られているのを知っていますかというのを、88%の方が、貼っている、その安全性によって買うときに意識して買っていますというアンケートを集めております。それから、福島県米は全量全袋検査していますけれども、今後の検査についてどうですかという質問では、1,200人のうち987名、すなわち81.3%の方が、これからも検査してほしいですというふうになっております。そして、3年、5年はぜひ検査してほしい、10年まではどうかなというので、そこはだんだん減っているのですけれども、そんなところを私たちがデータを取っております。

いつも2月1日には報道の方を通してまとめ、今年も進んでいますけれども、だんだん地産地消も進んでおりますし、とても皆さん、県民みんなでいいほうに向かっているのだなという感じはしております。

それと、さっき、親心でおっしゃいましたけれども、私、明成高校の近くに住んでおまして、あの明成高校の子どもたちの、さっきもどなたか委員の方がおっしゃったように、生命を維持していく食物、食べ物をつくっているのだ、食材をつくっているのだという、あの黒い瞳を消さないために一生懸命指導者は指導していて、子どもたちも済生会病院とか地域の学習センターとか、そういう集

まったところで実地訓練というか、販売しておるのですけれども、そういうときにすごくいい、みんなで励まし合っている言葉を投げかけているのですけれども、やはり親御さんが、そういうのでなくて別な仕事のほうがお金になるよ、みたいな、そういうアドバイスするというから、やはり先ほどおっしゃった親御さんのアドバイスというのも大切かなと、ちょっと脱線しましたけれども、以上です。これからも食品の安全が一番大切かなと思っております。

それから、今日、JAの女性部の方がお休みだったのですけれども、私たち、生産者と消費者ということで、6次化について今年はお互いに交流をしております。今年一番人気があったのは、新地町でつくっているイチジクようかんですか、あれはすごく、普通は栗ようかんとかそういうのはわかるのですけれども、イチジクは健康にいいということで、イチジクようかんはすごく人気でした。そんなふうに県民の皆さんの力でいい方向に復興していきたいと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。ぜひ平久井さん、そのデータ、県の担当のほうにも出していただいて、いろいろ県からも、それを検討する際にそういう意見というか、生きているデータとして扱っていただければいいかなと思っております。非常に全量全袋検査自体、消費者の気持ちは、それが当然あってほしいと、その一方で、やはりコストがかかると。県の中ではたぶんそこをてんびんにかけながらいろいろな判断がされるのだらうと思っております。ぜひそういうデータも県の担当にも伝えていただければと思っております。

あと、鈴木様、いかがでしょうか。

鈴木委員

私のほうから1点だけご質問させていただきたいと思っております。先ほどの資料3-3で数値表につきましてご説明いただいたところをごさいまして、数値を見ますと、前年より直近値が下がっている項目がいくつかあったかと思っております。それなりに事項によっていろいろな要因・原因等があるかと思っております。風評がなかなか鎮静化していない、こんな考えもあるかと思っております。そういった状況について検証分析されて、現状について県としてはどのように判断されているか。ナンバー28、42、67、90というような形の中で、26年度より至近値が下がっているというような状況でございしますので、そこをお願いできればと思っております。

議長

ナンバーが28と42、あとは67と90。いかがでしょうか。

農村企画課長

私のほうから、説明いたします。いろいろと理由がございまして。避難、原子力災害、または東日本大震災の影響というものもございまして。わかりやすく言いますと、直近値で、下がっている23番の農業産出額等を見ていただきますと、平成25年が2,162億が、直近値で1,942億と下がっています。これは、農業産出額の中で特に大きな影響を持っております米の価格が平成26年は特に下がったという理由で下がっているということでございまして。

そのほかにもいろいろな数字を挙げていただきまして、下がっているところもあります。例えば、先ほど説明しました 67 番です。大消費地への福島の顔となる青果物の供給量というのも平成 26 年よりも平成 27 年のほうが下がっているということがございます。この辺は、ある意味、売り先がなくて、最後は卸売市場に流れていくものが多かったというものが、だんだんに少しずつ回復しています。例えば、ももの流通が自分で贈答用に売れるものが出てきて、その分、卸売市場に流れていくものが減ってきたとか、いろいろな要因があると思います。総じて言えますのは、震災後の一時的な生産量の落ち込み等、流通の混乱等については相当回復してきているというところであろうと思います。ただ、指標を細かく見ていきますと、やはり担い手の高齢化や減少というところが、ボディーブローのようにきいてきて、どうしても下がってくる指標もあると考えているところがございます。

議長

個別の項目について、なかなか全部回答はできないという、あとは必要なのは、単年度の影響で下がったというだけではなく、基本的な基調というか、底辺がある程度流れが減少傾向であれば、もう一回そこは検討して残さなければいけないだろうと、たぶんそういう意向の質問になるかと思えます。

鈴木委員

資料の項目とすれば、目標値に向かって若干の動きはあるけれども、右肩に上がって目標に近づいていくような方向性というのが、項目によってはなかなか難しいところがあるのはわかると思うのですが、そういう形の中でまあまあ進めたい、進んでいるという理解でそこはよろしいでしょうか。

議長

そういう理解でよろしいかと思えます。また、この資料 3-3 にあるように、数値目標に近づくと、ないしは超えてしまっているのがあったら、新たな設定ができるようなものもあるでしょうし、そういうことを精査するということが必要かと思えます。

それから、先ほど降矢委員からも出た植物工場なども、閉鎖系は確かに日本国内で収支、採算が合わない例はたくさんあるのですが、最近、中国の会社がやり始めて、閉鎖系でも中国の富裕層に売るというプランで植物工場を日本国内にもつくっているのもいくつか増え始めているという話も聞こえています。それは、たぶん売り先によって違うだろうと。

ただ、こういう県の計画の中に出す際に、本当にこのままでいいのかといったところは、これは 25 年につくっている計画ですから、30 年の途中からの年のときにずいぶん大幅な再検討されると思います。それに向けて、今の時点から本当に基本的な部分で大きな課題があるのか、その現状のものを設置して、それに向かって頑張るといのが非常に困難であれば、今から見直していけるのは進めていいのかなと思いますので、ぜひ、そういったところを検討していただければと思います。

ちょっと私の進行がまずくて、気がついたところ、もう 1 つの議事があるので

すが、まだどうしても1つ2つ質問される方。

小森委員

3-1の16ページなのですが、「地域産業を支える人材の育成と確保 ～ひとつづくり～」というので、私なりの意見を申し上げたいと思います。最近、各高校生、商業学校なり農林学校なり、子どもたちがいろいろな商品開発をやっている報道があります。実は私、アグリフード、毎年東京のビッグサイトでやっている商談会に出店しているのですが、ちょうど福島県のブースの隣に、栃木県から、栃木銀行がバックアップして高校生と企業がコラボして商品開発したものを商談会に出展していました。福島県でもやはり、6次化ということで農業者を対象にしていろいろな商品開発をやっているみたいですが、やはり、そういったものをいかにして売るかという部分がまさに大事なことではないかなと。それなりという部分では、決して前に進まないと思うのです。ましてやそこに商業のプロである各事業者を巻き込んで、また若い者を、これから軸になるであろう若い者を、それなりに意識改革させるという部分では、やはり中央にどんどん引っ張り出していく必要があるのではないかなと。高校生のいろいろな新聞を見ますけれども、どうしても地元志向で、地元でやりましたというだけで終わっているのです。だから、やはり若い者が発信したものを中央に行って、こういうものを開発しましたよということでどんどんアピールさせる機会を設けていく。それで、やはり、こういうことをやればこういう結果が出るのだなということをやちゃんと自覚させて教育する。まさに生きた授業につながるのではないかなと思いますので、ぜひそういう点、各高校生を生かしながら、また、高校ばかりでなくて、小さい子どもらを生かしながら、そうやって商品開発をやっていくような方向性をひとつ考えていただきたいなと思います。以上、よろしくお願ひします。

議長

県としてご検討いただければと思います。
ほかによろしいでしょうか。

櫻田委員

1つ提案なのですが、皆さん多分、よく聞くと、あまりご存じない方がいるのですが、今年の7月に仙台空港が民営化されたことはどのくらいの方が知っていますか。その中で、仙台空港が民営化されて、東急グループが主体となった会社が運営しています。その中にみちのりホールディングスという会社があって、その下に会津バスと福島交通が入っています。で、11月の14日から、会津から福島まで行って仙台空港にシャトル便、直接の便ができました。仙台空港の会社としては、これから東北の県のお客様、あとは貨物も併せて、要するに物流の拠点に仙台空港をしようと、東北6県の物流拠点にしようとしています。

ですから、それに福島県の農として乗れないかということを考えています。お客さんは増えます。外国便・国内便を増やしていますし、来るお客さんを観光のほうですとかグリーンツーリズムとか、どうやったら福島県の農と関連するところに呼び込めるか。

あとは、先ほど輸出の話がありましたけれども、CAコンテナでこれからどん

どん船便も増えていくと思うのですけれども、航空便で新鮮なものを送る場合、仙台空港の利用ということは考えられると思います。その辺のことをこれからの福島県の農業の発展とどうやって結びつけていくかということもこれから考えていただきたいなということをお願いしたいと思います。

議長

これも今後検討していただきたいことの見解として受け止めていただければと思います。ただ、航空便で海外に食品とか農産物の輸出というのは、一見いけそうだなと思いながら、いろいろな壁が実はあって、そうそう簡単ではなさそうだとというのが宮城でもずいぶんと経験しました。そのようないくらでもデータの提供ができると思いますので、問い合わせいただければと思います。

ひとまずここで引き取ってもよろしいでしょうか、1 番目に関しては。ありがとうございます。

(2) その他

[報告事項] 農業・農村の動向等に関する年次報告について

議長

それでは、続いて(2)ということで、報告事項としまして、「農業・農村の動向等に関する年次報告について」、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

農林企画課長

それでは、資料4-1をご覧いただきたいと思います。資料4-2が本編でございます。年次報告として今年の9月にまとめたものでございます。資料4-1をご覧いただきたいと思いますが、年次報告につきましては、福島県農業・農村振興条例の20条に基づいて、27年度における農業・農村の動向及び農業及び農村の振興に関して講じた施策を取りまとめたものでございます。

年次報告の構成でございますが、見ていただいたとおり、Ⅰ、27年度施策の推進ということで、概要を2ページほどにまとめております。Ⅱ、農業及び農村の動向として、27年度の農業及び農村の動向として、約30ページほどにまとめているところでございます。Ⅲ、農業及び農村の振興に関して講じた施策ということで、1、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組、2、福島農林水産業新生プランに基づく取組で、全体で88ページの報告になっております。この内容につきましては、先ほど進行管理の中で説明をさせていただいた内容と重複しますので、説明については割愛させていただいて、報告とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。年次報告については、資料の4-1に簡潔にまとめていただいていますけれども、ぜひ皆さん、お持ち帰りいただいて、これを時間のあるときに、興味関心のあるところで構わないと思います。ここはちょっと目を通していただいて、質問等がありましたら、事務局のほうまでまた問い合わせ

ていただければと思います。

この件について何か確認したい点はございますか。よろしいでしょうか。

一応、この報告事項については了承していただいたということにさせていただければと思います。先ほどの(1)の進行管理については、まだまだ皆さん、質問とご意見があるかと思いますが。今日の資料にはお問い合わせのファクスの用紙などが入っていませんけれども、ぜひ、確認したい点がございましたら、農林企画課等に問い合わせさせていただければと思います。恐らく、ホームページから入るとメールアドレスもあると思いますので、電話、ファクス、メール等を通じて確認していただければと思います。

非常に今日は皆さんから熱心なご意見をいただきました。ぜひ今日出していた意見、これを今後ともこの進行管理等の中に反映させていただければというふうに思います。

また、先ほどもどなたか委員からも出たと思いますけれども、現在大きく農業政策等が変わりつつあるという中で、特にこれまでやられていた生産調整、減反の国からの配分は、あと2年後ですか、平成30年産の米から一切国は関与しません、生産者の中でご自由に調整してください、というふうになります。その中で従来どおりやらなければ、もし自由にやった場合、米価が大幅に下落するということもあり得るでしょう。そういったことにならないように、現在、農協中央会とか県とかと協議しながら、こういった対策が必要かというふうなことを進めておりますが、福島だけ変わっても、たぶんほかの県で、うちは知らないよというふうなものが出れば、それはそれで影響が大きく出たりするので、今は本当にどういう取組ができるのかという、国も併せていろいろと考えつつ検討してくださいということかと思いますが。

そういった状況も今後のこの福島県の農林水産業の再生プラン、この中に反映させていかざるを得なくなるのだろうと思います。そういったことが、今の米の調整の話だけではなくて、いろいろなところに出てきますので、ぜひ今後とも皆さんに、そういったものも含めながら、福島県全体で、米も含め、農業と農村全体でバランスを取れるようなプランというものが今後一層重要になってくると思いますので、また一生懸命頭をひねりながら、いいアイデア、いい知恵を出して進めていっていただければと思います。

さらに部長のほうから何かございますか。

農林水産部長

今日は、長時間にわたりまして本当に熱心なご意見、ありがとうございました。我々のほうからご説明する時間を長く取ってしまった関係で、まだまだ皆さん、言い足りない部分があるかと思いますが。先ほど会長のほうからもお話がありましたように、この場にとどまらず、メールあるいはお手紙、電話等で結構でございますので、今後ともいろいろな貴重なご意見をいただければ、私どもも非常にうれしく思います。

この場をお借りして1つお話し申し上げますと、今、来年度の予算につきまして国と調整を続けているところでございます。この中で特に、さまざまな事業が

あるわけなのですが、本県が抱える特有の大きな課題ということで、風評対策につきまして新たなステップに乗っていかねばいけないなど。

といいますのは、今までは、どちらかというと、まず検査をしっかりとって安全性を訴える。消費者の皆さんがかなりメインのターゲットだった。ただ、それをやっておりますけれども、なかなか風評が解決しない。来年度からはこれに加えまして、流通のほうにももう少し力を入れてもらうよう、我々も当然やります、あと、国の力も借りながら、流通対策に少し手を突っ込んでいきたいということで、国の予算、折衝を続けているところでございます。消費・流通両面にわたって新しいステップとしていろいろな事業を構築しながら、本県の農業、農林水産業全般にわたりまして、少しでも明るい話題、明るい事業ができるように見方を変えたいと思います。引き続き、皆様のご支援、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

議 長

それでは、以上で本日の議事は終了して、議長の職を終わらせていただきます。進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

——閉 会——

司 会

伊藤会長をはじめ、委員の皆様にはご審議をいただき、誠にありがとうございました。先ほど会長からご指摘がございましたが、皆様に本日言い足りなかった部分、さらにこういったことがあったほうがいいという部分につきましては、改めてご照会の文書のお願いを差し上げたいと思いますので、そちらのほうでまたいただいて、また、それに限らず、今後ともご指導、ご鞭撻いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、平成 28 年度福島県農業振興審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

(以 上)

平成28年度福島県農業振興審議会 出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
福島県農業振興審議会	委 員	橋 本 克 也	代理：小松信之 常務理事兼事務局長
〃	委 員	加 藤 憲 郎	
〃	委 員	鈴 木 理	
〃	委 員	川 上 雅 則	代理：橋本正典 参事
〃	委 員	宗 像 実	代理：鈴木弘 専務理事
〃	委 員	櫻 田 浩 二	
〃	委 員	池 田 善 一	
〃	委 員	高 林 きくみ	欠席
〃	委 員	伊 藤 房 雄	
〃	委 員	岩 崎 由美子	
〃	委 員	小 森 貞 治	
〃	委 員	菅 野 まゆみ	
〃	委 員	関 奈 央 子	
〃	委 員	中 村 啓 子	代理：三森美智子 副会長
〃	委 員	平久井 信 子	
〃	委 員	降 矢 セツ子	
〃	委 員	松 本 順 子	欠席
〃	委 員	横 田 純 子	

福島県

所 属	役 職	氏 名
農林水産部	部 長	小 野 和 彦
〃	技 監	佐 藤 清 丸
〃	政 策 監	伊 藤 直 樹
〃	食産業振興監	橋 本 典 男
〃	次長(農業支援担当)	佐 藤 新 太 郎
〃	次長(生産流通担当)	二 瓶 卓
〃	次長(農村整備担当)	須 田 博 行
〃 農林総務課	部参事兼課長	山 口 浩
〃 農林企画課	課 長	天 野 亘
〃 農林技術課	課 長	家 久 来 克 之
〃 農業振興課	課 長	芳 見 茂
〃 農業担い手課	課 長	武 田 信 敏
〃 環境保全農業課	課 長	飯 田 純 也
〃 農業経済課	課 長	仁 志 宏
〃 農産物流通課	課 長	石 本 仁
〃 水田畑作課	課 長	柏 倉 一 司
〃 園芸課	課 長	今 泉 耕 治
〃 畜産課	課 長	志 賀 茂
〃 水産課	課 長	河 合 孝
〃 農村計画課	課 長	菊 地 和 明
〃 農村振興課	課 長	渡 部 幸 英
〃 農村基盤整備課	課 長	野 内 芳 彦
〃 農地管理課	課 長	佐 川 積 成
〃 森林計画課	課 長	大 高 明 彦
〃 林業振興課	課 長	飯 沼 隆 宏
〃 県北農林事務所	所 長	水 戸 典 明
〃 県中農林事務所	所 長	沢 田 吉 男
〃 県南農林事務所	所 長	桃 井 栄 一
〃 会津農林事務所	所 長	伊 藤 純 一
〃 南会津農林事務所	所 長	松 村 正 彦
〃 相双農林事務所	所 長	小 島 重 紀
〃 いわき農林事務所	所 長	森 口 康 弘
〃 農業総合センター	所 長	小 卷 克 巳